

三次市総合計画（案）

【平成26年2月6日・第6回三次市総合計画審議会資料】

目 次

第1章 総合計画の策定について	1
第2章 社会経済潮流の変化とまちづくりの主要な課題	3
第3章 まちづくりの基本的方向	11
第4章 まちづくりの取組	16
第1節 まちづくりの主役である「ひとづくり」	18
第2節 安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」	23
第3節 豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」	27
第4節 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」	32
第5節 参加と行動によるつながる「しくみづくり」	36

※ 18ページ以降の「施策の成果をはかるのに参考となる指標」については、調整中の内容を記載しています。

第1章 総合計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市は平成18年に、まちづくりの基本理念に「市民のしあわせ」を掲げた「三次市まち・ゆめ基本条例」を制定するとともに、「新市まちづくり計画」を基本に、将来のめざすべき理想のまちの姿を見据えて「三次市総合計画―みよし百年物語―」を策定しました。計画に基づいて、こども、健康・福祉、文化・学習、産業・経済、環境、都市の6項目を柱として取り組み、都市機能の集積、情報通信網や道路交通網の整備、子育て支援、教育や医療環境の充実などに、成果を上げています。

また、市内の全19住民自治組織において「地域まちづくりビジョン」が策定され、それぞれの目標や夢に向かって様々な取組が実行に移されています。

しかしながら、様々な取組と努力の中でも、人口減少・少子高齢化は進行しています。「みよし百年物語」で掲げた「将来の10万人都市建設」は、もはや現実的ではなくなってきました。こうした状況に真正面から向き合い、この流れを緩和していく中で、市民のしあわせな生活を守っていくこと、課題解決に向けた取組を着実に実行していくこと、さらにその取組の中で本市の新たな可能性を創造し、発展させていくことが求められています。

本市は、広島県の北部に位置していますが、山陽と山陰、さらには関西圏と九州圏を結ぶ十字路にあたります。中国横断自動車道尾道松江線の開通で、その拠点性はさらに高まることが期待され、広島空港へのアクセスも格段に向上します。今後は、本市における自己完結が可能な分野と、連携強化と機能の分担・補完が必要な分野を正しく見極め、広域圏での有為な拠点性を維持・向上させていく必要性があります。

そのためには、本市の特徴を活かしながら、市民の力が最大限に発揮されるまちをめざしていくことが必要です。現実を直視しつつ、今後のすう勢を把握し、市民みんながつながり、生きがいと誇りを持って、力を合わせて持続可能なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

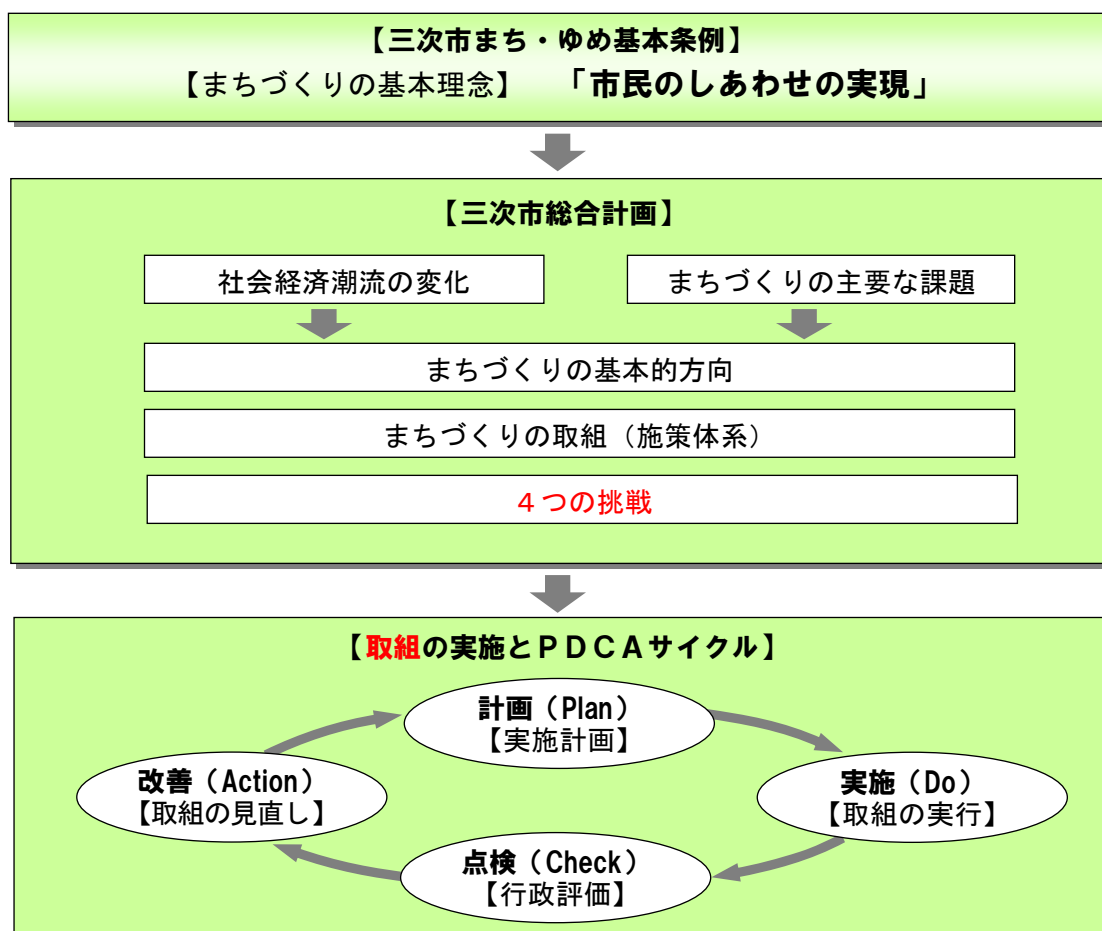
私たちには、本市の可能性を発揮させ、次代の社会の基盤を築き、子どもたち、孫たちへとつないでいく責任があります。その責任を果たすためには、まちづくりの課題を共有し、めざすまちの姿の実現に向けて協働し取り組むことが何よりも大切です。

人口減少・少子高齢化という厳しい現実には直面している今こそ、本市の持つ無限の可能性と市民一人ひとりの力に**自信と誇りを持って**、知恵を出し合い、力を合わせて、新たな取組に挑戦していかなければなりません。

そのための、本市の未来を拓く指針として、この総合計画を策定しました。

2 計画の位置づけと構成

総合計画は、「三次市まち・ゆめ基本条例」に定めるまちづくりの基本理念を具現化するものであり、市民みんながまちづくりに関する目的や目標、その実現のための道筋を共有し、協働して取り組むための総合的な指針として策定するものです。



3 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成35年度までとします。

なお、社会経済潮流の変化やまちづくりの進捗等に対応するため、計画期間の途中で総合的な検証を行います。

第2章 社会経済潮流の変化とまちづくりの主要な課題

1 社会経済潮流の変化

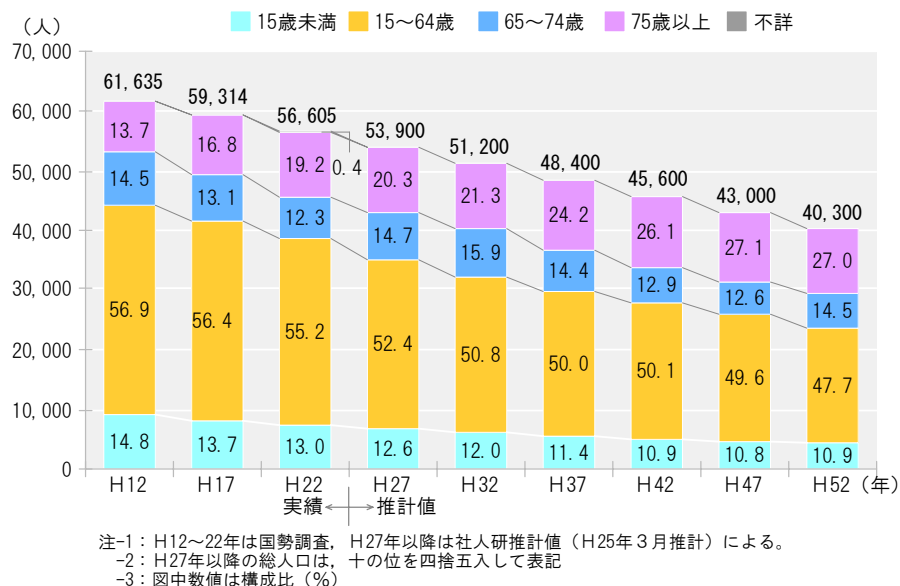
(1) 人口減少・少子高齢化の進行

平成22年の本市の人口は56,605人で、平成17年から平成22年の5年間で、2,709人減少しています。一方で、65歳以上の人の割合（以下「高齢化率」といいます。）は31.4%で、1.5ポイント上昇しています。また、15歳未満の人口（年少人口）は、758人減少し、その比率は、13.7%から13.0%へと減じています。（国勢調査データ）

また、平成16年から平成24年までの地域別の人口推移をみると、十日市・八次・酒河の3地区をあわせた人口は、ほぼ維持できているものの、この3地区以外の地区をあわせた人口はマイナス11.9%となっています。（毎年4月1日現在の住民基本台帳人口データ）

人口減少と少子高齢化は今後も継続するものと見込まれ、概ね20年後の平成47年には、総人口は43,000人程度に減少し、15歳未満の人口は、平成22年の7,341人から、平成47年には4,624人（マイナス37%）に、15歳から64歳の人口（生産年齢人口）は、31,415人から21,312人（マイナス32.2%）に、また、65歳以上の人口（高齢者人口）は、17,849人から17,031人に推移し、高齢化率は約40%に達するものと推計されています。（国立社会保障・人口問題研究所推計値）

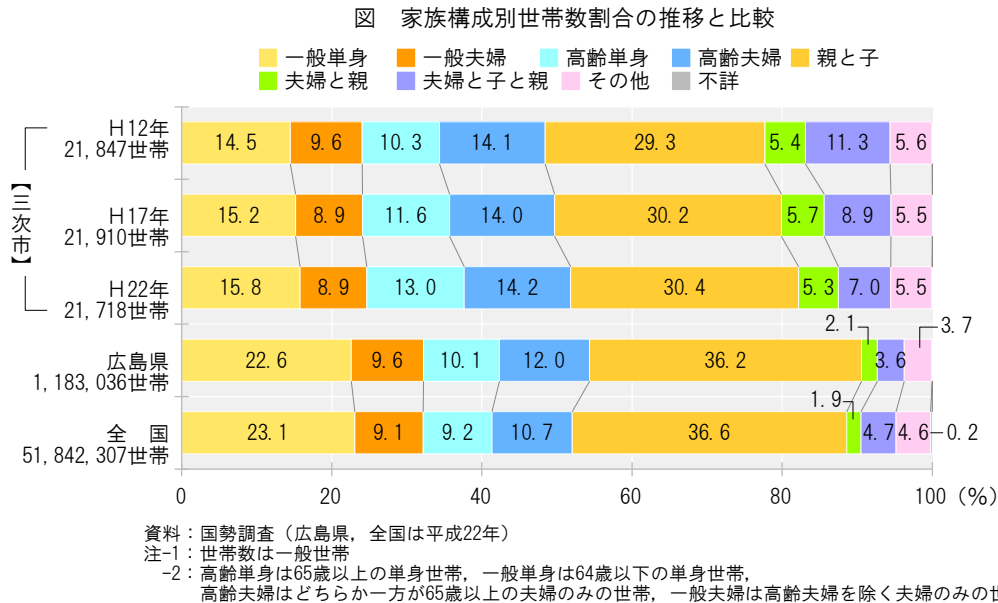
図 将来の人口見通し（年齢区分別割合）



また、人口の見通しを地域別にみると、現在の人口推移の傾向が続いた場合、概ね20年後には、三次、三良坂地域を除く全ての地域で75歳以上の人の割合が3割を超えるものと見込まれます。世界に例を見ないほどのスピードで進んでいる人口減少・少子高齢化は、保育所、小中高等学校等の維持の困難化や、福祉・生活支援ニーズの増大、担い手の減少、集落や地域の活力の低下など、あらゆる分野に大きな影響を及ぼします。

(2) 家族・コミュニティ、働き方の変化

我が国の家族形態は、戦後の高度成長期に3世代世帯等の大家族から夫婦と子どもを中心とした核家族へと移行し、近年ではその典型的な核家族も、高齢者や若年者の単身世帯の増加により変化しています。同様に、本市においても単身世帯が増加しており、夫婦と子どもという核家族をモデルとした施策のみでは、効果的な対応ができなくなっています。



コミュニティについては、現状で「地域のつながりがある」「地域活動やボランティアが盛ん」などと高い評価がある一方で、少子高齢化が進む中で「集落機能の低下」「自助・共助の弱まり」などの問題点が指摘されています。（住民自治組織との意見交換会意見）

また、市民の働き方については、雇用者に占める派遣、パートなど非正規職員の割合が31.1%（男性16.8%，女性48.3%）で、全国値（34.2%，うち男性17.7%，女性54.6%）に近い値となっており、将来的にも安定した雇用形態を確保することが課題となっています。（平成22年国勢調査データ）

これらの変化は、人々の意識にも影響を生み出しており、晩婚化や少子化が進む大きな要因の一つとして取り上げられるとともに、幼児虐待や育児放棄、高齢者の孤独死にみられるように、家族や地域社会におけるつながりの希薄化、変化を生じさせています。

(3) 経済のグローバル化、拠点性の変化と高度情報化

本市の農業産出額は、製造業における製造品出荷額の1割程度の100～110億円程度で推移しています。農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本市の基幹産業である農業が担う多面的役割を踏まえ、新たな展開を模索していく必要があります。

また、製造品出荷額は、リーマンショック後の平成21年の781億円を除き、1,000億円を超えています。平成16年の1,434億円をピークに減少傾向にあります。

図 農業産出額の推移

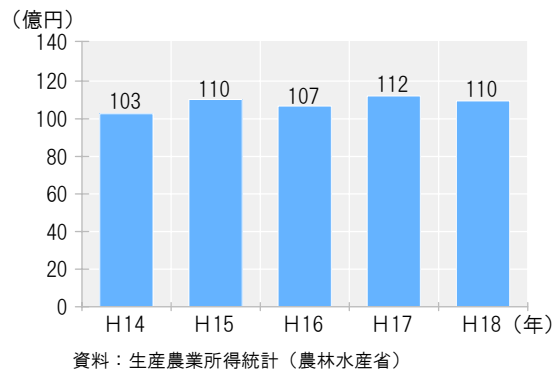
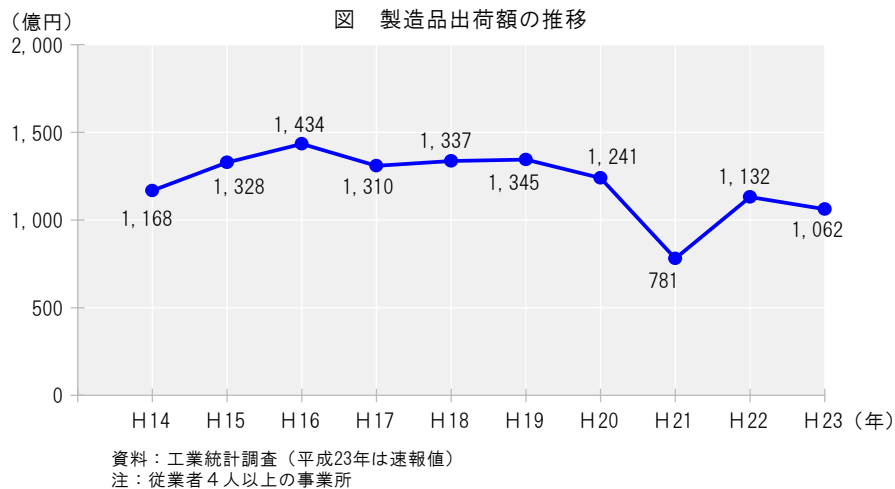


図 製造品出荷額の推移



全国的な人口減少に伴う市場の縮小や経済のグローバル化，企業誘致に代表される地域間競争の激化などによって，本市の拠点性が損なわれ，通過地域となり，あるいは商工業の拠点が流出し，定住人口の減少に一層の拍車をかける可能性もあります。

また，T P P（環太平洋パートナーシップ）協定などによる自由貿易の進展は，我が国産業の様々な分野での効果や問題点が議論されており，本市においても，大きな影響が懸念されます。

一方，製造業については，国の積極的な金融政策，公共投資などを背景として企業の動きも活発化してきています。また，携帯電話，インターネットなどの情報通信技術の進展はめざましく，これらの技術を活用すれば，インターネット販売等の経済活動や交流の範囲を飛躍的に拡大できる可能性もあります。

さらに，中国横断自動車道尾道松江線の全線開通によって，広島－松江・出雲，福山・尾道－松江・出雲間の時間距離が大幅に短縮されます。このことにより，通勤，買い物，医療，教育などの日常行動圏が拡大し，広域的な生活圈，経済圏，商業圏が形成されるチャンスでもあります。

(4) 地球規模の環境問題の深刻化

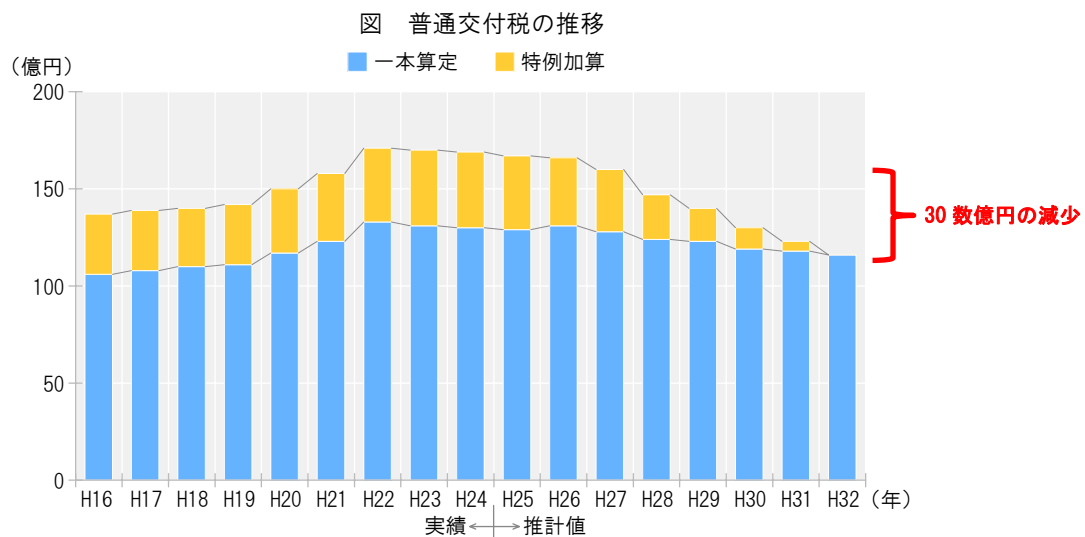
近年，資源の採取，温室効果ガスや廃棄物の排出の増大により，地球温暖化，生物多様性の劣化など，人間の活動が地球環境に与える影響の深刻化が懸念されています。世界的な気候変

動が顕在化しており、我が国においても過去に経験したことのない集中的な豪雨がしばしば起こっています。また、身近な自然では、耕作放棄地や管理できない森林が拡大し、鳥獣被害も増大しています。

一方、福島第一原子力発電所の事故を契機として、再生可能なエネルギーへの転換や電力をはじめとするエネルギー使用量の削減など、エネルギー政策への関心の高まりがみられます。

(5) 厳しい財政見通し

本市の歳入約 401 億円（平成 24 年度一般会計）のうち一般財源は約 281 億円で、このうち普通交付税が約 154 億円と一般財源の 5 割以上を占めています。この普通交付税は、市町村合併の特例による優遇措置を受けていますが、この優遇措置は、平成 27 年度から段階的に縮小され、平成 32 年度には終了することとなっています。普通交付税の縮小額は 30 数億円と見込まれ、これが現実のものとなれば、これまでどおりの財政運営、行政サービスの維持は極めて困難となります。



2 まちづくりの主要な課題

前述の社会経済潮流の変化を踏まえるとともに、本市の特徴等、市民まちづくり塾における議論（平成24年度）、市民アンケート調査結果（平成24年度）、住民自治組織との意見交換（平成25年度）、現在の総合計画の検証に基づく課題などを踏まえて、まちづくりの主要な課題を抽出、整理すると、次のとおりです。

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

全国的に進行する人口減少傾向を覆し、人口増加を実現することは容易ではありません。しかしながら、市民みんなの力を結集し、その力を最大限発揮することによって、本市の未来を切り拓くことができます。そのためには、人口減少・少子高齢化のスピードを緩和・抑制するとともに、人口減少に適応しながら、これによる悪影響を回避・低減し、持続可能な地域社会を維持していくための基盤を固め、「市民のしあわせ」を実現していくことのできるしくみをいかに築いていくかが、重要な課題となります。

人口減少・少子化の進行は、経済活動を支える生産年齢人口を減少させ、生産の場だけでなく、購買・消費力や扶助機能の低下等の問題を生じさせています。

こうした状況に対し、将来へつながる地域社会を維持していくためには、子育てと仕事が両立できる環境や就学・就労機会、医療体制など基礎的な生活基盤に係る条件を整備・充実し、産業や地域社会の担い手の確保に努め、人口減少・少子化の流れを緩和していくことが必要です。本市の自然や歴史、生活環境などの中で営まれてきた農業や商業などを受け継ぐとともに、新たな価値を創造していこうとする若者を育み、支援する必要があります。

また、家族や地域社会でのつながり方の変化の影響は、孤立した子育てや幼児虐待、育児放棄などに顕在化していますが、家族や地域社会における社会関係の再構築の取組が必要です。

一方、高齢化については、支援の必要な高齢者の増加に対応するため、より緊密な保健・医療・福祉の連携によるケア体制の構築が必要です。また、家族の介護力の低下、地域コミュニティの脆弱化などに対応し、移動や買い物、見守り活動など在宅生活を支援する体制の整備を進める必要があります。

さらに、高齢者が仕事や地域活動など社会の中で一定の役割を果たしながら、健康でいきいきと暮らすことができるよう、社会参加を促進する必要があります。

＜集落の生活機能の維持と定住・交流の促進＞

中心市街地を除く地域では、人口減少・少子高齢化の進行が顕著であり、一部の地区においては、農地の維持管理や日々の交流など、集落の生活機能を維持することが困難な状況も生まれつつあります。

こうした状況に対応するため、生活に必要な保育や教育、医療や買い物、行政などの機能の維持に努めつつ、集落の実情に応じて効率的で持続可能なしくみにしていくことが必要となります。集落機能を維持していくため、相互扶助の基礎的単位である集落区域の見直しなども視野に入れながら、新たな自治活動を展開していくことも必要です。また、地域コミュニティを持続させていくという面では、集落の新たな担い手となる定住人口を確保していくことが必要です。

一方、三次地区や十日市地区など中心市街地やその周辺地域においても、市の総人口の減少等に伴い、活力が減退していくおそれがあり、中心市街地におけるまちなか居住の促進、商店街活動などを核としたにぎわいの創出、周辺地域も含めた自治活動の活発化、観光・交流施設の活用による市内外との交流の促進などを通じて、地域の活性化を図る必要があります。

自然や伝統行事等の地域の資源を掘り起し、その魅力を向上させることにより、交流人口の増加に努めつつ、地域の良さを再認識し、その良さや強みを積極的に発信し、定住につながる取組を展開しなければなりません。

(2) 持続できる産業の構築と就労機会の拡大

生産年齢人口の減少、経済のグローバル化が進む中で、市民が心豊かに充実した生活を送っていくための基盤として産業の維持、育成を図ることは大きな課題です。

このため、本市の中国地方における地理的優位性を活かした産業を維持しつつ、古い歴史・長い伝統、豊かな自然の中で培われた人と人とのつながり等の地域資源を最大限に活かした産業の育成を図っていく必要があります。

さらに、女性の就労の促進、子育てや介護を行いながらも、働き続けられる環境の整備が求められています。

あわせて、雇用の確保にとどまらず、自ら仕事を興し、新たなあるいは複数の収入の道を開拓する市民を支援する取組が必要です。

(3) 環境の変化に対応した拠点性の確保

経済のグローバル化や情報通信技術の進展、中国横断自動車道尾道松江線の開通などの環境の変化は、人・モノなどの新たな流れを生み出し、人々の生活に大きな影響を及ぼします。こうした状況の中で、市民の「しあわせ」を追求していくためには、**市域・県域などの従来の圏域にこだわらず、さらに広い圏域の中で**、地理的優位性や生産物、人材など本市の資源の特徴を最大限発揮し、新たな価値を創出していく中で、広域圏域における活動のよりどころとなる場所、すなわち広域の中の拠点性を維持・向上していかなければなりません。

その際に、全ての面で拠点機能を構築することは、経済効率性、利便性、持続性などに照らし、必ずしも合理的とは言えず、地域間の連携強化、機能の分担や補完を行い合いながら、三次らしさを発揮した拠点性を築いていく必要があります。

さらには、情報通信網（双方向の受発信が可能なCATVなど）、広域交通ネットワークの形成、農村や農林畜産業、**歴史・伝統・文化**を活かした観光・交流の促進、農林畜産業の6次産業化や農業と観光などを組み合わせた複合的な産業の構築、既存商工業の振興、企業誘致などを進める必要があります。

(4) 美しい風土を後代に伝える社会への転換

中国山地の山々や江の川をはじめとする大小の川に代表される豊かな自然環境は、本市の暮らしや産業を支える貴重な財産です。しかし、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小減退することによって、近年では、耕作放棄地や管理できない山林が増大し、イノシシやシカ等の個体数が増え、農林業等への被害が増大しています。美しい風景や清らかな水源環境を後代に引き継ぐために、農地や森林などの適切な管理、環境美化、景観対策などにこれまで以上に取り組む必要があります。

また、地球温暖化など地球環境問題に対応しつつ、持続可能な地域社会を構築するため、市民の日常生活や事業活動が地球環境全体に影響を与えるということを、一人ひとりが認識しなければなりません。環境に配慮した市民生活や経済活動を推進し、地球環境への負荷が少ない、資源循環、自然共生型社会の実現に向けた取組が強く求められています。

(5) 防災・減災体制の構築

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、近年、大規模な地震災害や局地的な集中

豪雨が多発しています。本市は、江の川とその支流が三次盆地の中央で合流しており、昭和47年7月豪雨災害をはじめ、過去に大規模な自然災害が発生しています。

今後、気象状況の激化による災害の多発化、巨大化といった災害リスクが高まることが想定されます。また、高齢者のみの世帯の増加に伴い、避難行動に支援の必要な状況が生じています。このため、災害に上限はないとの認識のもと、市民が安全で安心して暮らせるよう、「自助」「共助」「公助」それぞれの防災対策の充実のため、消防団や自主防災組織などの相互の連携を図りながら、ハード・ソフトの適切な組み合わせによる減災対策を効果的に進めていく必要があります。

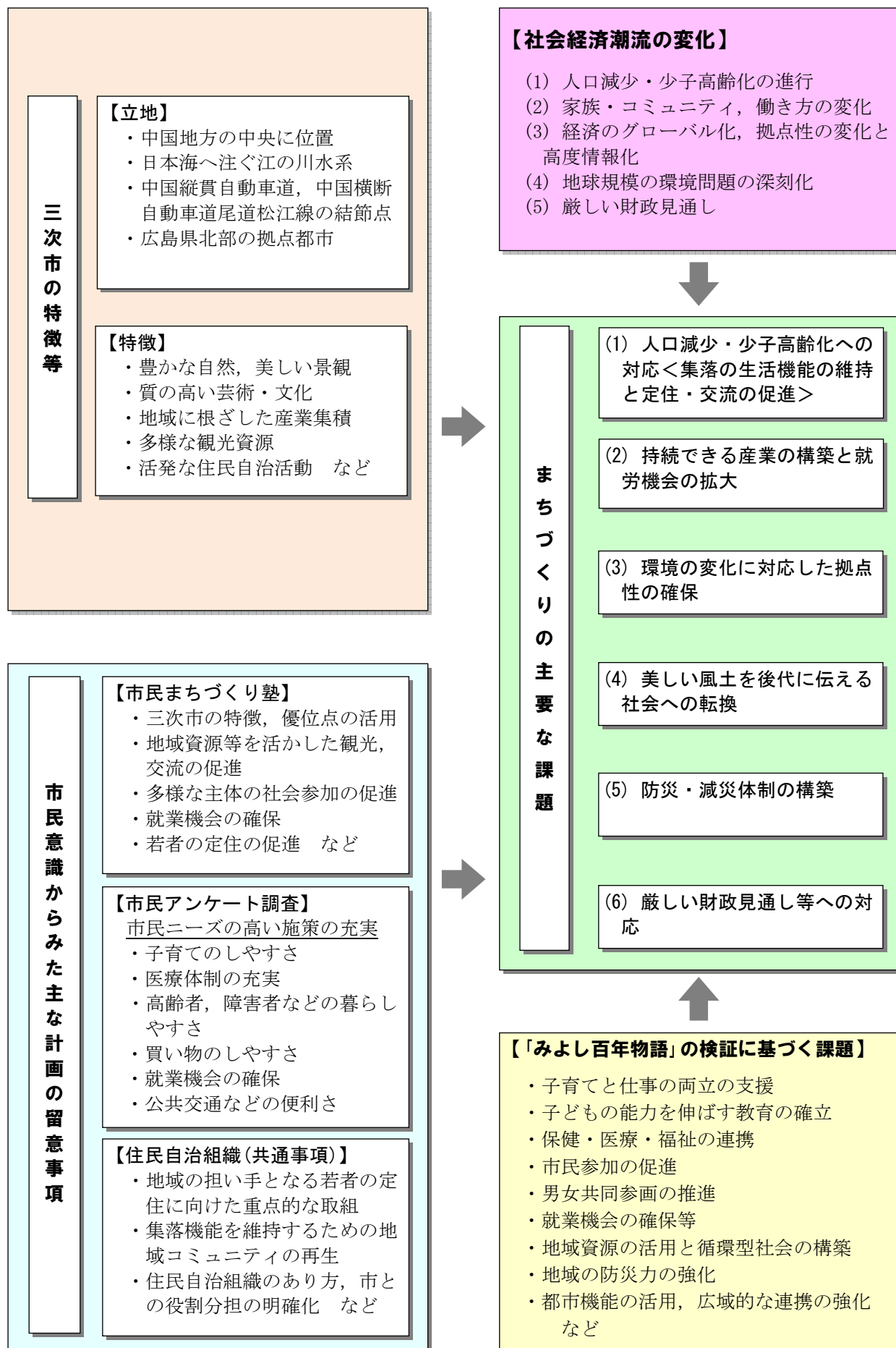
(6) 厳しい財政見通し等への対応

地方分権改革の進展、財政状況の深刻化の中で、必要な行政サービスを維持していくため、協働のまちづくりの取組をより一層強化するとともに、自治体としての基盤の強化と行財政運営の効率化、周辺自治体との連携などに取り組む必要があります。

これまでに整備された道路、橋梁、上下水道、学校や住宅なども、近い将来、大規模な修繕や架け替えの必要性があります。厳しい財政状況下においても、安全を確保することがまず大切であるとの観点から、これまで整備された道路や橋梁などを適切に保全し、有効活用していくことが重要であり、計画的かつ戦略的な維持管理・更新を進めていく必要があります。

また、社会経済状況の変化に対応しながら、限られた財源を本当に有効なことに使うためには、市民と対話を深め、市民と市が共通認識のもと、未来の市民が夢を持てるよう、責任のある決断も必要となります。

■まちづくりの主要な課題の抽出



第3章 まちづくりの基本的方向

1 まちづくりの基本理念

本市では、「三次市まち・ゆめ基本条例」を定め、市民と市議会及び市が協働して取り組むまちづくりを進めています。

まち・ゆめ基本条例では、まちづくりの理念として「まちづくりは、市民のしあわせをめざして進めるものです」（第4条）を掲げ、これを具現化するための「まちづくりの目標」（第6条）を示しており、総合計画では、これらを「まちづくりの基本理念」として位置づけます。

【まちづくりの基本理念】

理念 「市民のしあわせの実現」

目標

- ① 共に認めあい、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり
- ② 自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり
- ③ 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- ④ 歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり
- ⑤ 地域活動が活発で、にぎわいと活力に満ちたまちづくり
- ⑥ 多様な仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びをもてるまちづくり

2 めざすまちの姿

まちづくりの基本理念の具現化に向けて、本市を構成するみんながまちづくりに取り組むうえでの共有すべきまちの将来の姿として、「めざすまちの姿」を設定します。

【めざすまちの姿】

**しあわせを実感しながら、住み続けたいまち
～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～**

私たちは、激変する社会経済環境の中で、人口減少・少子高齢社会に挑戦し続け、市民のしあわせを実現するためにまちづくりを進めます。

そのために、変えていくべきものを変えていく積極性と変えてはならないものを断固として守り抜く強さを持ち合わせながら、市民みなで、この変化の激しい不透明な時代を乗り越えていかねばなりません。

市民それぞれが求める「しあわせ」は様々ですが、自らの能力を活かし、夢を実現することは市民に共通する願いです。また、市民それぞれの力が家庭や地域、社会の中で活かされてこそ、一人ひとりの「しあわせ」が実感を伴ったものとなるのでしょうし、そのような市民が大勢いるということが、三次というまちの魅力につながります。

本市の地理的優位性を活かしながら、広域圏における拠点性を維持・向上させるとともに、身近にあるものに新たな可能性を見出し、時代の変化に対応しつつ新たな価値を創出し、暮らしやすく、持続的に住み営むことのできるまちづくりを進めます。

【「しあわせ感」について】

国民が幸福感を判断する際に重視される主要要素として「家計の状況」「健康状態」「家族関係」「精神的なゆとり」などがあげられています。（平成23年度国民生活選好度調査）

また、三次市総合計画策定アンケート調査（市民アンケート調査、平成24年度）では、幸福を判断する際に満足度が高い主要要素として「家族関係」「健康状態」「友人関係」が、満足度が低い主要要素として「所得・収入」があげられており、これらの要素に係る満足度の維持、向上に取り組む必要があります。

3 まちづくりの基本的視点

まちづくりを取り巻く状況の変化に伴い、従来は課題として認識されなかったことも含め、多くの課題が生じています。これらの状況の変化や課題に対応していくためには、どのような考え方を基本に持ってまちづくりを進めていくのかを明らかにして共有する必要があると考えました。

まちづくりの基本的視点は、今後概ね10年間のまちづくりの取組の基本的な考え方を示すものです。

さらに、まちづくりの基本的視点は、大きな変化に向き合う姿勢を示すもので、三次で生まれ育ち、働き、暮らす私たち自身が、足元を見つめ直し考える視点として、「一人ひとりの個」「一人ひとりの集まりである社会・集団」「暮らしの場である地域・まち」の3つの切り口で設定します。

■まちづくりの基本的視点

【切り口】	【視点】	【考え方】
一人ひとりの 個	誇 り	◆誇りや自信を持って「三次で生まれ育ち、働き、暮らすこと」、「三次を離れても三次とつながって生きていくこと」「三次に移住し、暮らすこと」ができるまちづくり ◆本市の自然や歴史、文化・伝統に深く学ぶことにより、それらをよりどころとしながら、時代の変化に対応できる主体性のあるひとづくり
一人ひとりの 集まりである 社会・集団	共 生	◆少子高齢化などの厳しい現実に向き合い、相互に助け合い、支え合うまちづくり ◆世代間や職業間などの違いを認めつつ、一人ひとりを大切にし、その可能性を活かすまちづくり ◆自然環境や資源を持続的かつ適切に保全・活用し、循環型社会、自然と共生するまちづくり
暮らしの場である 地域・まち	拠点性	◆本市の拠点性の向上及び広域的な連携強化と機能分担による魅力と活力あふれるまちづくり ◆各地域の基礎的生活サービス提供機能と地域活動維持のための地域拠点づくり

4 計画を推進する上で大切にしたいこと 「参加」と「行動」

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利があり、「自ら考え、参加し、行動すること」を大切にします。具体的な場面での参加と行動は、協働の原則の上に成り立ち、本市を構成するみんなが、それぞれの役割と義務や責任に基づいて、情報や目的を共有し、信頼しあい、対等な立場でともにまちづくりに取り組むことを大切にします。

5 まちづくりの取組の柱

まちづくりの基本的視点に立って、めざすまちの姿の実現に向けた取組を総合的に進めるため、次の5つの取組の柱を設けます。

(1) まちづくりの主役である「ひとづくり」

まちづくりの主役は「ひと」です。次世代を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、人と人とのつながり、家族や地域とのつながりを大切にし、生まれ育った地域に誇りと愛着をもって成長し、社会を構成する一員として主体的に役割を果たすことのできる「ひとづくり」を進めます。

また、様々な学びの機会を提供するとともに、社会の中で、学びの成果を活かすことのできる環境づくり、地域の歴史・伝統・文化を育み、継承するまちづくりを進めます。

(2) 安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における支えあいの心を育て、住民相互の絆を強めながら、健康づくり、福祉、医療の充実に取り組みます。

また、地域における総合的なケア体制や生活支援体制の構築、持続可能な地域公共交通の確保、防災・安全対策などの取組を通じて、誰もがいきいきと暮らせ、安全で、温かみと安心感のあるまちづくりを進めます。

(3) 豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」

女性の就労を促進するとともに、農林畜産業、商工業など生活の基盤となる産業の振興に取り組む、誰もが働きやすいまちづくりを進めます。

また、中国横断自動車道尾道松江線の開通により形成される広域交通ネットワークを活かして、商工業、観光・交流などの振興を図り、多くの市民や観光客で賑わう、元気のあるまちづくりを進めます。

さらに、これらの産業の担い手の育成、就労の支援などを通じて、若い世代が定着し、新たな可能性を創造する定住のまちづくりを進めます。

(4) 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」

豊かな自然は、ふるさと三次の環境を象徴し、市民にうるおいを与えます。この貴重な自然を保護、活用しながら、後代に引き継ぐため、自然と共生する資源循環型のまちづくりを進めます。

また、計画的な土地利用の推進、都市基盤や生活環境の整備、美しい景観づくりなどの取組を通じて、安心し、快適に暮らせるまち、三次に住みたくなるまちづくりを進めます。

(5) 参加と行動による、つながる「しくみづくり」

市民と市民、住民自治組織などの地域コミュニティと市民団体やNPOなどのコミュニティ、それら多様な主体と市、それぞれがつながり、協働してまちづくりに取り組むための「しくみ

づくり」を進めます。

また、地方分権改革に伴う基礎自治体としての条件整備に対応しつつ、協働のまちづくりを進めるとともに、行財政改革に取り組みます。

6 4つの挑戦

本市はこれまで、広域道路網や情報ネットワーク、美術館や市民ホールなど、都市機能を担う社会基盤の整備を進めてきました。今後は、**人口減少・少子高齢社会に挑戦し、本市の未来を切り拓くため**、集積した機能を市民全体の財産として活用しつつ、次の**ソフト施策に挑戦**します。

(1) 人口減少・少子高齢社会に挑戦します

○ 人口減少・少子高齢化が進む地域を守ります

- ・ 人口減少・少子高齢化の進行がより顕著な地域を守るための取組を進めるとともに、地域を発展させる新たな可能性の開拓に努めます。

○ 地域の特性・個性を活かした地域づくりを進めます

- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域の状況に応じた取組を進めます。

(2) 女性が働きながら子育てできる環境 日本一をめざします

○ 仕事と家庭が両立できるまちづくりを進めます

- ・ 活力あるまちづくりには、女性の力が欠かせません。女性の多様な選択、チャレンジを支援し、女性が元気なまちを創ります。

○ 女性を輝かせる企業・事業者等を応援します

- ・ 企業・事業者の仕事と家庭の両立支援の取組や女性の活躍促進を後押しします。

(3) 市民の力を引き出し、地域づくりにともに取り組みます

○ 美しい風景・魅力的なまちを後代に引き継ぎます

- ・ 未来の三次市民により良い三次市を引き継ぐために、**歴史・伝統・文化**、生活環境、産業など地域の魅力と価値の増進をめざします。

○ 市職員による地域応援隊を設置し、地域を全力でバックアップします

- ・ 市民と行政の垣根を低くして、市民の熱意と活力が、市の発展に直接につながるまちづくりに努めます。

(4) 拠点性を活かして三次の未来を拓きます

○ 三次市の拠点性を高める取組を進めます

- ・ 中国縦貫自動車道と中国横断道尾道松江線が描く交差点は、中国地方の結節点でもあります。医療や物流など、広島県の北部にとどまらず、新たな可能性の創出をめざします。

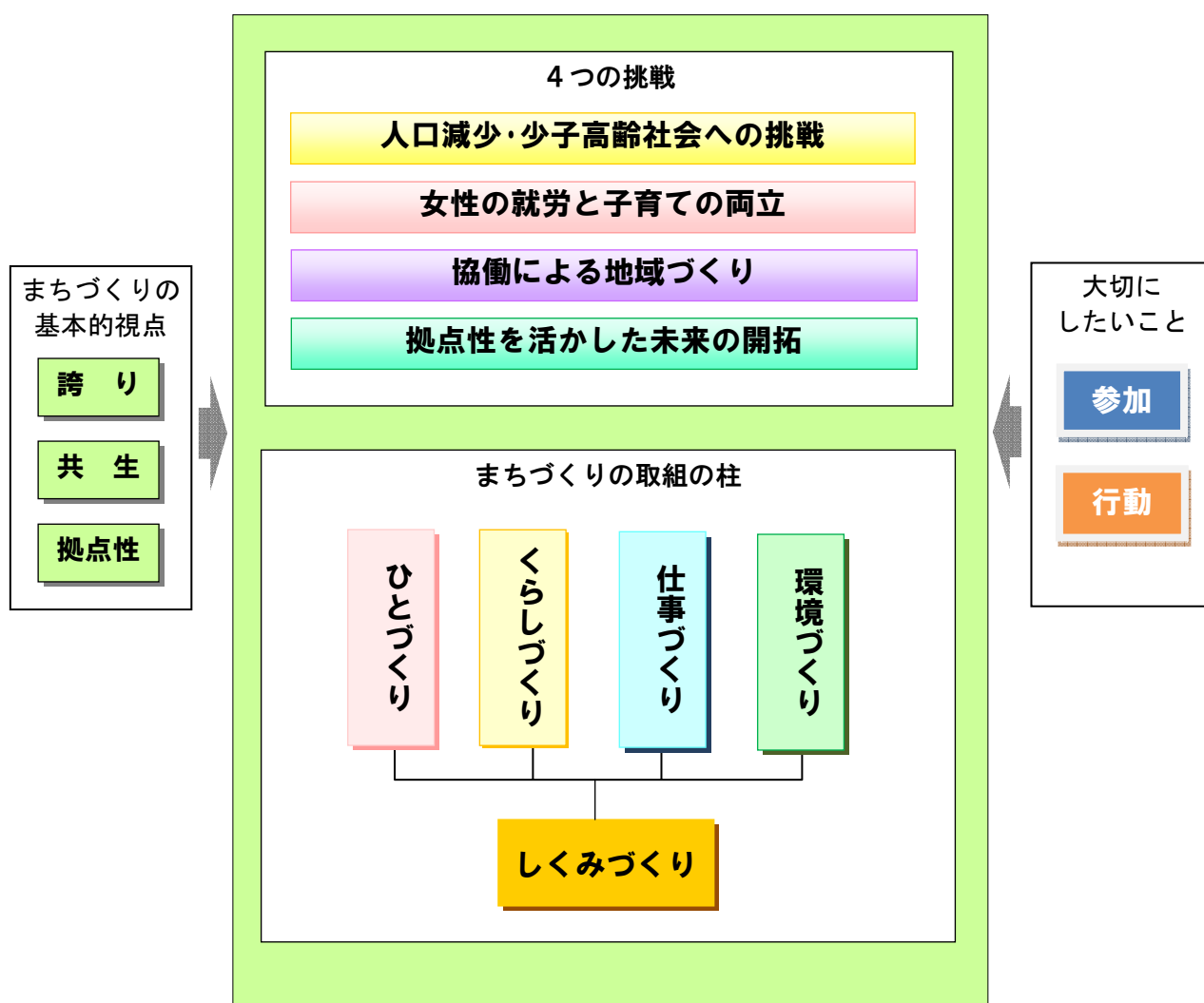
■まちづくりの基本的方向の概念

【まちづくりの基本理念】 「市民のしあわせの実現」

【めざすまちの姿】

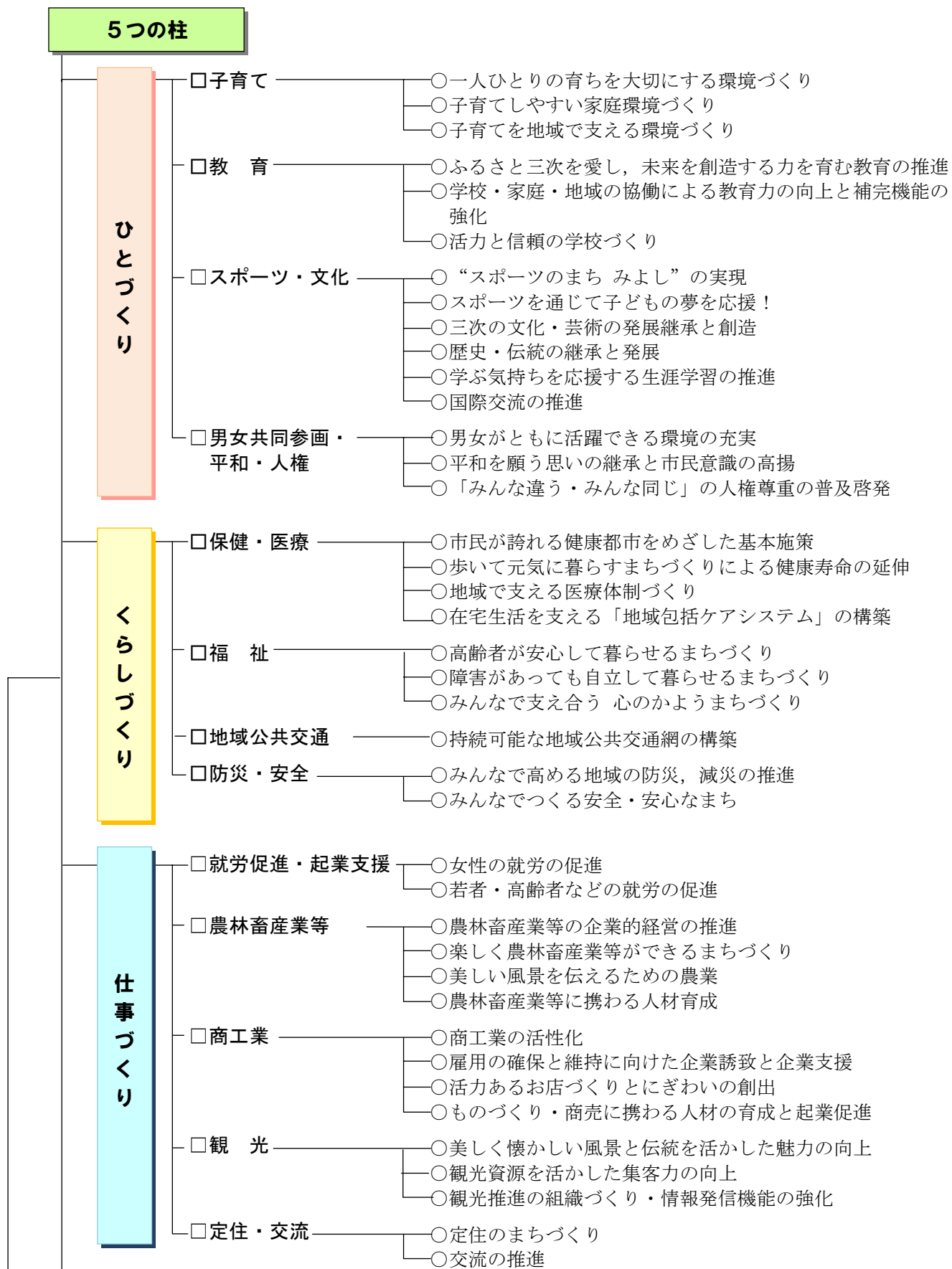
しあわせを実感しながら，住み続けたいまち

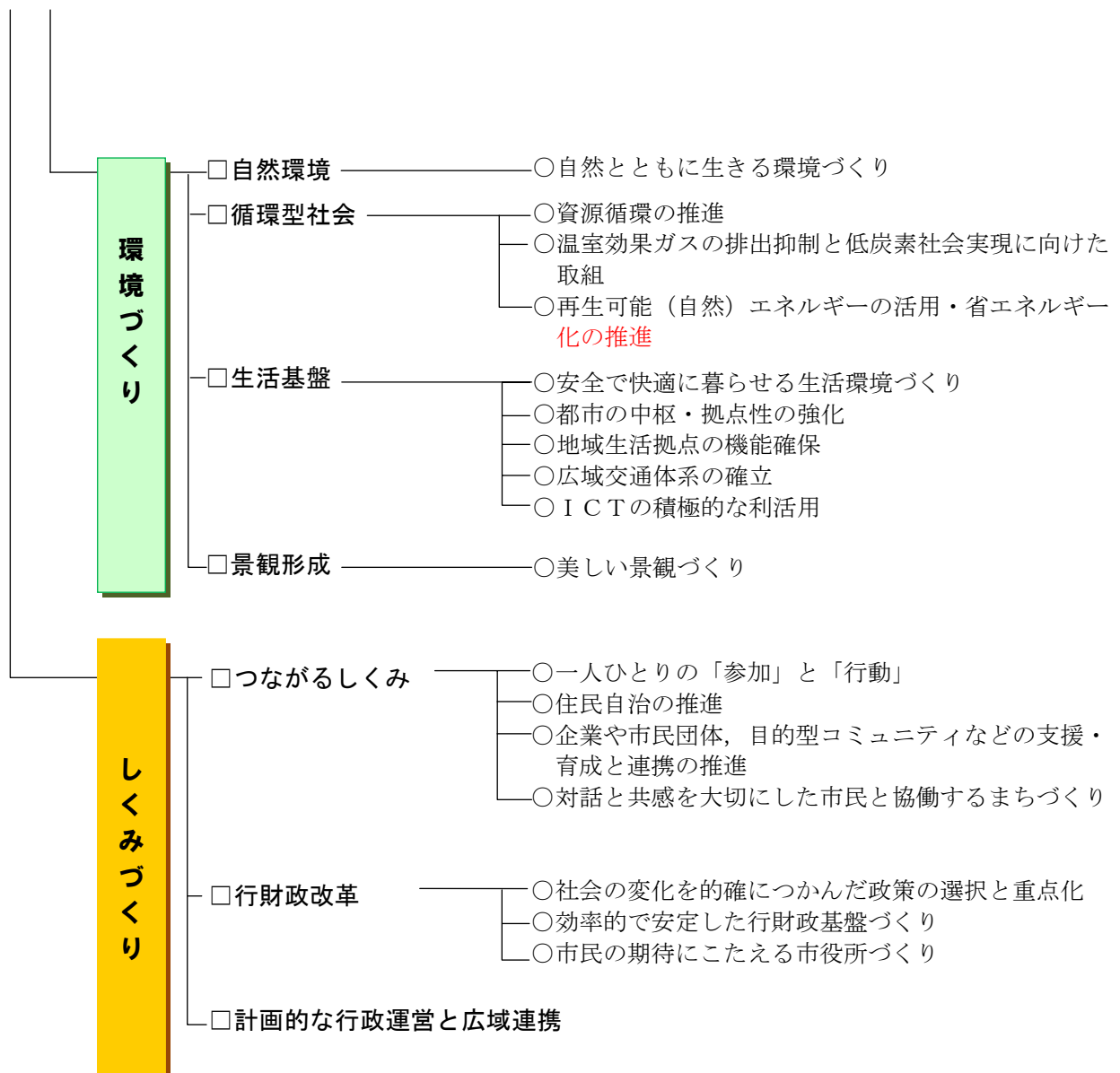
～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～



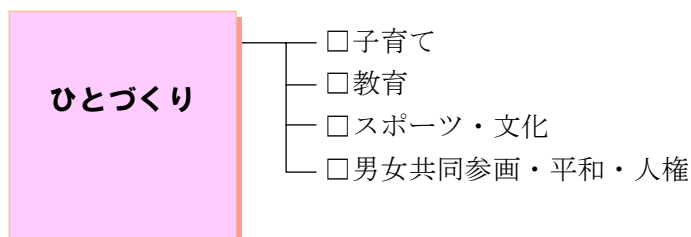
第4章 まちづくりの取組

【まちづくりの取組の体系】





第1節 まちづくりの主役である「ひとづくり」



1 取組の背景

- 働き方の変化やひとり親家庭の増加など，社会状況が変化しています。
- 発達に課題があり支援の必要な子どもが増加傾向にあります。
- 学力向上の取組は，着実に成果を上げていますが，子どもたちの体力・運動能力の向上は，進んでいません。
- 家族や地域社会とのつながりが希薄化していく中で，社会関係がうまく築けない状況が生まれています。
- 本市の中学校を卒業する生徒のうち約4割は，市外の高校等へ進学し，三次を離れて学んでいます。
- 多くの市民が，お互いに助け合う「共助」の重要性を感じているとともに，「共助」を担っていきたいと考えています。
- スポーツ施設が整備され，指導体制等の強化も進みつつありますが，市民の運動習慣の定着には至っていません。
- 市民が芸術・文化に触れる機会が確保されている一方で，地域の歴史・伝統・文化の継承や活用については，取組が不十分です。
- 男女共同参画，平和・人権については，地道な取組を継続しているものの，市民一人ひとりへの十分な浸透には，至っていません。

2 取組の方向性

- 子育てと仕事が両立できる環境づくりを，より一層充実させます。
 - 【施策の成果をはかるのに参考となる指標】
 - ・ 合計特殊出生率
 - ・ 待機児童数
- 子どもたちの健やかな成長を支援します。また，発達に課題のある子どもたちの支援を充実します。
 - 【施策の成果をはかるのに参考となる指標】
 - ・ 1歳6カ月児健康診査及び3歳児健康診査受診率
- 子どもたちに，しっかりと基礎学力，基礎体力を身に付けさせます。
 - 【施策の成果をはかるのに参考となる指標】
 - ・ 全国学力・学習状況調査結果における順位
 - ・ 体力・運動能力調査結果における順位

- 学校・家庭・地域が協働して地域の将来を担う子どもたちを大切に育てる「小中一貫教育」を推進します。また、子どもたちの可能性を最大限伸ばし、地域に誇りと愛着を持ちつつ、グローバル化する世界で活躍できる人材を育成する「併設型中高一貫教育校」の誘致に取り組みます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 併設型中高一貫教育校の誘致
- 子どもたちと家族や地域とのつながりをより深める取組を推進し、社会関係を形成する力を育てます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 地域による学校支援組織が設置されている中学校区数
 - ・ 不登校児童・生徒の割合
- 子どもたちが、ふるさとを愛し、ふるさに誇りと愛着をもって成長していけるよう取り組みます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 三次に住み続けたいと思う生徒の割合
- 社会参加意識が高まる生涯学習、地域を学び、愛着を育む生涯学習を推進します。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 学習活動に取り組む市民の割合
- 市民の運動習慣の定着やスポーツを通じた人と人との交流促進などスポーツの振興に取り組みます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ チャレンジデー参加人数
 - ・ 週1回以上スポーツを行っている人の割合
 - ・ 2020東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致
- 本市の文化・芸術を発展的に継承、創造し、発信する取組を強化します。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 文化施設（市民ホール、奥田元宋・小由女美術館）の利用人数
- 海外の姉妹都市・友好都市を中心に、様々な国際交流を進め、国際感覚豊かなひとづくりを進めます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ スピーチ交流会参加者数
- 男女共同参画社会の実現に向け、家庭と仕事が両立できる環境づくり、まちづくりへの女性参画など実践につながる人づくり、安心づくりに取り組みます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 「社会全体として男女平等である」と感じている市民の割合
- 「平和ですべての人の人権が尊重される社会」の実現に向けて、平和の継承、人権尊重の普及・啓発に取り組みます。

3 具体的な取組

(1) 子育て ～子どもの成長を育むまち～

ア 一人ひとりの育ちを大切にする環境づくり

- ☐ 乳幼児健診の受診促進と健診後のフォローの強化
- ☐ 健康で豊かに育つための保育の充実
- ☐ 継続的な支援をめざした保育所・幼稚園・小中学校の連携強化
- ☐ 児童虐待などの早期発見・早期対応・早期ケアの充実と各関係機関との連携強化
- ☐ 総合的、継続的な発達支援体制の確立
- ☐ 障害のある子どもの保育の充実
- ☐ こども発達支援センターの充実
- ☐ 放課後などの子どもの居場所の確保
- ☐ 食育の充実

イ 子育てしやすい家庭環境づくり

- ☐ 妊娠・出産・子育てにかかる負担の軽減の安定的な継続
- ☐ 小児救急医療24時間体制の堅持
- ☐ 0歳児保育の拡充
- ☐ 親子で安心して遊べる場の確保
- ☐ 地域子育て支援センターの充実
- ☐ 企業などの子育て支援の促進
- ☐ 保護者の就労形態や生活形態の多様化に対応した保育サービスの提供
- ☐ ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実
- ☐ これから親となる世代の育成

ウ 子育てを地域で支える環境づくり

- ☐ 子育て相談体制，子育てに関する学習機会の充実
- ☐ 地域の力を活かした保育体制の充実（家庭型保育・子育てサポート事業・子育てサークルなど）
- ☐ 地域ぐるみの子ども見守り活動の促進
- ☐ 放課後の居場所づくりなど地域の人材を活かした子育て支援の促進
- ☐ 子どもたちが地域の高齢者などとともに過ごす機会の提供
- ☐ 男性の子育て参加の促進と支援強化

(2) 教育 ～ふるさとが子どもを育て，子どもがふるさとを誇りにできるまち～

ア ふるさと三次を愛し，未来を創造する力を育む教育の推進

- ☐ めざせ 県内トップ5！すべての児童・生徒に基礎学力・基礎体力を身に付けさせる取組の充実
- ☐ 秀でた力をさらに高める習熟度別指導の推進
- ☐ グローバル化，情報化などの社会変化に対応できる人材の育成
- ☐ 日本一の英語教育の推進とコミュニケーション能力の育成
- ☐ 子どもの夢を応援する（仮称）子ども夢・未来塾の開設
- ☐ 道徳教育の充実
- ☐ 連続性のある特別支援教育の推進

- ☐ ふるさとの自然・歴史・文化・産業などを学び、愛着を育む教育の推進
- ☐ 将来の社会人としての基礎的な生活習慣や態度の涵養，職業教育の推進
- ☐ 併設型中高一貫教育校の誘致活動の推進

イ 学校・家庭・地域の協働による教育力の向上と補完機能の強化

- ☐ 地域と学校の連携・協働体制の構築
- ☐ 家庭教育機能を強化するための家庭教育支援の取組の推進
- ☐ 市民による子どもたちの学習支援活動などの取組の推進
- ☐ 地域の教育資源を活用した教育活動の充実
- ☐ 地域に根差した食育の充実

ウ 活力と信頼の学校づくり

- ☐ いじめ認知解決100%，不登校ゼロに向けた取組の強化
- ☐ 悩みを抱える児童・生徒を支援する相談システムの確立
- ☐ 保，幼，小，中，高の連携推進
- ☐ 三次独自の小中一貫教育の推進
- ☐ 安全で安心な学習ができる学校づくりの推進
- ☐ 使命感を持ち挑戦する意欲のある教職員の育成
- ☐ 児童・生徒の確かな学びを実現する学校規模の適正化

(3) スポーツ・文化 ～学びたい気持ちを応援するまち～

ア スポーツのまち みよし の実現

- ☐ チャレンジデーなどを通じた市民誰もがスポーツを楽しめる環境づくりの推進
- ☐ “いきいき健康日本一”と連動したスポーツを通じた健康づくりの推進
- ☐ 生涯スポーツの指導者の育成
- ☐ スポーツ施設を活用した合宿や大会の誘致の取組強化
- ☐ 地域資源を活かしたウォーキング・サイクリングなどの推進

イ スポーツを通じて子どもの夢を応援！

- ☐ 2020東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致を通じた夢の贈り物の実現
- ☐ プロスポーツ試合の開催やプロ選手による様々なスポーツ教室の開催
- ☐ 子どもが実施したいスポーツを提供できる環境の整備
- ☐ 子どもの体力・運動能力向上への支援

ウ 三次の文化・芸術の発展継承と創造

- ☐ 市民ホールをはじめとする文化施設を活かした三次独自の芸術文化の創造・育成・普及
- ☐ 美術館や資料館を活かした文化・芸術の発信
- ☐ 文化・芸術活動の場の提供
- ☐ 文化団体などのネットワーク化の促進
- ☐ 文化・芸術に関わるボランティア活動の推進

エ 歴史・伝統・文化の継承と発展

- ☐ 祭り、神楽など伝統文化の継承と保護
- ☐ 三次の歴史・伝統・文化に学び、継承する取組の推進
- ☐ 地域固有の資源として三次の文化遺産の魅力を高める取組の推進

オ 学ぶ気持ちを応援する生涯学習の推進

- ☐ 三次(地域)を学び、愛着を育む生涯学習機会の提供
- ☐ 生涯学習を通じた人材の育成
- ☐ 社会参加の促進と学びの成果をまちづくりへ活かす機会の提供
- ☐ 高齢者の活躍の場づくりの推進

カ 国際交流の推進

- ☐ 市民や地域が主体となった国際交流活動の推進
- ☐ 国際交流活動を通じた幅広い視野をもつ人材の育成
- ☐ 在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進（コミュニケーション支援，地域活動への参加など）

(4) 男女共同参画・平和・人権 ～みんなが協力してつくる，人にやさしく住みよいまち～

ア 男女がともに活躍できる環境の充実

- ☐ 家庭と仕事が両立できる環境づくりの推進
- ☐ 女性の就労の促進
- ☐ 企業などの子育て支援の促進
- ☐ 保護者の就労形態や生活形態の多様化に対応した保育サービスの提供
- ☐ 家庭，地域，職場などあらゆる場における男女共同参画に対する理解の浸透
- ☐ 男女共同参画の意識啓発，教育，学習機会の充実

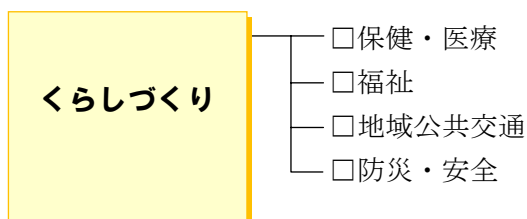
イ 平和を願う思いの継承と市民意識の高揚

- ☐ 「三次市平和非核都市宣言」の普及
- ☐ 平和市長会議等各団体と連携した平和施策の推進
- ☐ 平和教育の推進

ウ 「みんな違う・みんな同じ」の人権尊重の普及啓発

- ☐ 人権啓発の充実
- ☐ 学習プログラムによる啓発の充実
- ☐ 重大な人権侵害である虐待・DVに対する相談・支援の強化

第2節 安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」



1 取組の背景

- 健康づくりに必要な環境整備が進み、市民の関心も高まりつつありますが、各種健診の受診や生活習慣病予防への理解と行動が浸透していません。
- 医療については、基幹病院である市立三次中央病院を中心に、地域医療体制の充実と医療の質の維持・向上の取組が進んでいます。
- 高齢者・障害のある人の社会参画の推進については、ハード、ソフト両面での環境づくりが進んでいるものの、取組が十分とは言えません。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け設置した地域包括支援センターについては、市民への浸透度は高まりつつありますが、地域における保健・医療・介護分野が一体的に連携したネットワークの構築には至っていません。
- 高齢者等の通院、買い物等を支援するため、デマンド型交通や市街地循環バスの導入など、公共交通の確保・維持に努めているものの、利用者数は減少しています。
- 近年、大規模な地震災害や局地的な集中豪雨をはじめ、過去に経験のない災害や事故、事件が頻発しています。
- 自主防災組織の組織化、刑法犯認知件数の減少など、地域の防災・防犯意識の高まりも見られます。

2 取組の方向性

- **市民一人ひとりの健康への関心を高め、活動しやすい環境を整えていくとともに**、スポーツを通じた心と身体健康づくりなど、人と人とのつながりの中でより充実した人生を送ることができるよう、健康づくりを推進します。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 国保特定健診受診率
 - ・ がん検診受診率
 - ・ 初めて要介護認定を受けた人の平均年齢
 - ・ 人口10万人対自殺死亡率
- 今後とも市立三次中央病院を中心に高度医療・専門医療の充実をめざすとともに、地域医療連携体制の確立と、医療従事者等の人材確保と育成に取り組みます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 人口あたり医師数
- ・ 市立三次中央病院患者満足度調査

- 介護や療養が必要になっても住み慣れた地域で24時間、365日安心して暮らせるよう、保健・医療・介護が連携した「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 地域包括支援センター相談件数
- ・ 地域ケア会議の設置数
- ・ 居宅介護サービス利用率（要介護3以上）

- 障害があっても地域で安心して自立した生活ができるよう支援を進めます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 障害福祉サービスの利用人数
- ・ 障害者支援センター及び就業・生活支援センターの支援により就労した人数

- 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の課題に対応した住まいの確保や地域公共交通、買い物など総合的な生活支援を進めます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 元気高齢者の割合
- ・ 認知症サポーター養成講座受講者数
- ・ ノーマイカーデーの実践率（市役所）
- ・ 公共交通を利用する人の割合

- 市民が安全に生活できるよう、防災・安全対策を充実するとともに、市民の主体的な防災活動等の取組を進めます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 防災訓練等への参加者数
- ・ 刑法犯認知件数、交通事故発生件数

3 具体的な取組

(1) 保健・医療 ～いきいき健康日本一のまち～

ア 市民が誇れる健康都市をめざした基本施策

- ☐ 市民参加と協働による地域の特性に応じた健康づくりの展開
- ☐ 市民が気軽に運動できる環境とサポート体制の整備
- ☐ 生涯にわたる食育の推進と歯科保健対策の充実
- ☐ 絆で広がる心の健康づくりの推進

イ 歩いて元気に暮らすまちづくりによる健康寿命の延伸

- ☐ がん予防と健診受診率向上への取組強化
- ☐ “スポーツのまち みよし”と連動した運動習慣の定着とウォーキングの推進
- ☐ 生活習慣病予防の取組強化（食生活改善、喫煙防止対策など）
- ☐ 地域の健康づくりを支える担い手の育成と関係機関等との連携促進

ウ 地域で支える医療体制づくり

- ☐ 地域医療連携体制の確立
- ☐ 救急医療体制の堅持
- ☐ がん診療連携体制の構築
- ☐ 医療従事者等の人材確保と育成
- ☐ 医療情報ネットワークによる医療情報の共有化の促進
- ☐ 市立三次中央病院の高度・専門医療の提供
- ☐ へき地医療を支える診療体制の確保

エ 在宅生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築

- ☐ 生活圏域等の実情に応じた体制の構築
- ☐ 地域包括支援センターの機能強化
- ☐ 24時間対応型訪問看護・介護やリハビリテーションの充実強化
- ☐ 保健・医療・介護の多職種連携と情報共有による在宅医療・介護の推進

(2) 福祉 ～みんなで支え合う 誰もが笑顔で暮らせるまち～

ア 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

- ☐ 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進
- ☐ 元気高齢者の増加に向けた介護予防事業の充実
- ☐ 高齢社会に対応した住環境・住宅政策の推進
- ☐ 社会資源を活用した生活支援サービス提供体制の確保
- ☐ 高齢者・障害のある人の虐待防止と権利擁護の推進
- ☐ 高齢者等への認知症対策と支援の充実

イ 障害があっても自立して暮らせるまちづくり

- ☐ 一人ひとりに着目した生活支援の充実
- ☐ 障害のある子どもの療育・発達支援体制の充実
- ☐ 植物工場への参入支援など、障害がある人の就労支援の充実
- ☐ 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

ウ みんなで支え合う 心のかようまちづくり

- ☐ (仮称) 福祉総合相談支援センターの設置
- ☐ 安心と信頼をつなぐ生活自立支援体制の整備
- ☐ 住民相互の絆を強める地域福祉の推進
- ☐ 地域を支える市民活動団体への支援と連携促進
- ☐ 引きこもりゼロに向けた取組
- ☐ ユニバーサルデザインの普及とバリアフリーに配慮したまちづくりの推進

(3) 地域公共交通

ア 持続可能な地域公共交通網の構築

- ☐ 持続可能な地域公共交通体系の確立をはじめとする地域の移動手段の確保
- ☐ 観光利用とも連動した三江線など、JR線の確保・維持・活性化
- ☐ 市民一人ひとりの地域公共交通の利用促進（モータリゼーションからの脱却）

(4) 防災・安全 ～みんなが安心して暮らせる災害や犯罪に強いまち～

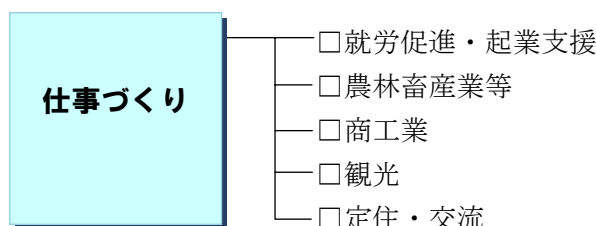
ア みんなで高める地域の防災、減災の推進

- ☐ 多様な防災情報伝達手段の確保
- ☐ 市民の防災意識の高揚（自助・共助・公助の考え方の普及）
- ☐ 防災訓練の取組など自主防災組織の活動充実
- ☐ 災害時要援護者の支援体制の確立
- ☐ 消防署・消防団、自主防災組織等の関係機関・団体の連携強化
- ☐ 女性の視点からの防災・減災対策の充実
- ☐ 異なる性質の災害に対応できる避難場所の確保と拠点避難所の機能強化
- ☐ 危険個所の改善

イ みんなでつくる安全・安心なまち

- ☐ 防犯対策の推進（地域防犯活動、防犯施設整備など）
- ☐ 交通安全対策の推進
- ☐ 安全な道路環境の整備（通学路など）
- ☐ 消費生活センターの啓発活動と相談体制の充実

第3節 豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」



1 取組の背景

- 女性が出産・育児期にも、就業を続けるようになってきましたが、いわゆるM字カーブとされているように、依然として、結婚・出産期である20歳代後半・30歳代前半の年齢別就業率が低い傾向にあります。また、雇用者に占める非正規職員の割合は、48.3%（男性16.8%）となっています（平成22年国勢調査データ）。
- 農林畜産業等の市内総生産は、平成16年度から22年度まで、ほぼ同水準で推移していますが、農家数や就業者数は、担い手の高齢化や後継者不足などを背景として減少が続いています。
- 農林畜産業等の生産基盤の維持と所得向上につながる補助施策を重点的にを行い、担い手への農地集積等に成果を残していますが、従来からの課題である新規就農者の確保や地元農産物のブランド化については、十分な成果は得られていません。
- 商工業の市内総生産については、平成16年度から22年度の間で減少しています。
※市内総生産は、市内で1年間に生み出された付加価値の総額（広島県市町経済計算による。）
一方で製造業については、国の積極的な金融政策、公共投資等を背景として企業の動きも活発化してきています。
- 観光については、本市には自然、歴史・伝統・文化など取組次第で市外の人々にアピールできる資源が豊富にあります。
- 人口減少・少子高齢化に真正面から向き合い、この流れを緩和・抑制するための定住の取組には、就労の場の確保や子育て、教育、医療などの環境整備など総合的な対応が求められます。
- U I J ターンの促進などの定住対策については、空き家バンク制度などの施策は展開していますが、十分な成果は得られていません。

2 取組の方向性

- 「女性が働きながら子育てできる環境 日本一」をめざして、男女ともに、仕事と子育て・介護が両立できる環境づくりに取り組みます。また、女性の多様な選択・チャレンジを支援し、女性の活躍を促進します。
【施策の成果をはかるのに参考となる指標】
 - ・ 女性の就業率
- 農林畜産業等は、農業法人化や企業の農業への参入を促進し、市場ニーズに合わせた農産物の供給、農商工連携や6次産業化など新たな価値の創造への取組を支援します。また、農業に関心のある若者や50～60代の都市生活者が、新たな担い手となることや、農業に他の仕事を加えた複合的な生活スタイルに挑戦できる支援体制づくりに取り組みます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 農業法人設立数
- ・ 農業参入企業数

○ 商工業は、中国地方における地理的優位性を活かした企業誘致や商工業の振興，農業など異業種との連携によるものづくりや販売など新たな価値の創出に取り組む企業，事業者の支援，起業支援やものづくりに携わる人材の育成などに取り組みます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 新規求人数
- ・ 公的支援を受けて起業した人数（空き店舗への出店数含む）
- ・ 市内総生産額（商工業）

○ 観光は、本市に受け継がれてきた風景とその中で育んできた歴史・伝統・文化を活かして、市外の人々との交流を活発化し、本市に活力とにぎわいを創出します。また、市外の人々と市内の事業者などを結び付ける観光協会など支援組織の強化，近隣市町を含めた広域圏全体の魅力の向上などに取り組みます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 総観光客数，入込観光客数
- ・ 観光消費額（一人あたり）

○ 定住・交流は、本市出身者や縁のある人々による「（仮称）地縁者ネットワーク」の構築，都会に住む若者を受け入れる仕組みの構築，農業の研修や体験などを通じた交流の促進や，定住に関する情報の提供・発信，就農，起業などの支援などにより，本市へのU I Jターンを促進します。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 社会動態（転出入者数）
- ・ インターンシップ受け入れ者数
- ・ （仮称）地縁者ネットワーク加入者数

3 具体的な取組

(1) 就労促進・起業支援 ～子育ても仕事もあきらめないまち～

ア 女性の就労の促進

- ☐ M字カーブ解消に向けた女性の継続就労・再就職のための支援などの取組の強化
- ☐ 女性の起業の支援
- ☐ 企業などの子育て支援の促進
- ☐ 男性の子育て参加の促進と支援強化
- ☐ 仕事と家庭が両立できる環境づくりの推進
- ☐ 子育てを地域で支える環境づくりの推進

イ 若者・高齢者などの就労の促進

- ☐ 大学・企業などとの連携によるインターンシップの実施
- ☐ 職業教育・出前講座などを通じた多様な就労形態の紹介
- ☐ 若者・高齢者などのチャレンジ（起業など）の支援
- ☐ 地域や事業所のニーズに即したキャリアアップ・学び直しの支援

(2) 農林畜産業等 ～農業にふれたくなるまち～

ア 農林畜産業等の企業的経営の推進

- ☐ 農業法人化（担い手型）の促進，認定農業者の育成，企業参入の促進
- ☐ 6次産業化をはじめ商工業者などとの連携による多角的経営の促進
- ☐ 農業交流連携拠点施設を核とした生産力・販売力強化の支援
- ☐ おいしい「みよし産」がいつでも手に入る・食べられる・食べたくなるしくみづくりの推進（インターネット販売など）
- ☐ 広域連携による木材流通の集約化の促進

イ 楽しく農林畜産業等ができるまちづくり

- ☐ 「農業＋他の仕事」で暮らせるスタイルの支援
- ☐ 農業法人化（全戸加入型）の促進
- ☐ 市民農園，グリーンツーリズムなどの多様な農業体験を通じた農業の魅力向上

ウ 美しい風景を伝えるための農業

- ☐ 多面的機能を有する森林・河川・農村環境の保全
- ☐ 貴重な財産である「農地」を安心して耕作し続けるための農業基盤の整備・確保
- ☐ 鳥獣被害対策，自然災害対策などの推進

エ 農林畜産業等に携わる人材育成

- ☐ 新たな農業の担い手の確保・育成
- ☐ 指導機関や先進的農業者との連携による生産技術の向上
- ☐ 子どもの時から農業に親しむ場の提供
- ☐ 三次の農業を多くの人に知ってもらうための情報発信

(3) 商工業 ～みんなが働くことができるまち～

ア 商工業の活性化

- ☐ 地理的優位性など本市の特徴を活かしたものづくりの推進，流通拠点性の確保・拡大
- ☐ 時代の変化に応じたサービスや新商品の開発，市場開拓，異分野参入など商工業者の活力ある取組の支援
- ☐ 産学官の連携強化による研究・製品化など開発の促進

イ 雇用の確保と維持に向けた企業誘致と企業支援

- ☐ アクセス性，気象などの自然条件，農業など本市の特徴を活かした企業誘致活動の強化と就業機会の拡大
- ☐ 立地企業の持続・発展のための支援

ウ 活力あるお店づくりとにぎわいの創出

- ☐ 中山間地の連携による地理的優位性を活かした商業圏域の確保・拡大
- ☐ 活力あるお店づくりと協働の推進
- ☐ 「地産の食」や「**歴史・伝統・文化**，景観」など特色を活かした商店街づくりの推進
- ☐ **地元商店・商店街の利用の促進**

エ ものづくり・商売に携わる人材の育成と起業促進

- ☐ **産業界，学校，市**の連携による人材の育成
- ☐ 就職に向けた資格取得，スキルアップの促進
- ☐ 就職希望者・新卒者等のニーズ把握，企業とのマッチングの促進
- ☐ **本市出身者や縁のある人々による**「（仮称）地縁者ネットワーク」など人脈ネットワークづくりと情報発信の強化
- ☐ 高齢者の就業の促進
- ☐ 女性や若者，高齢者などを中心とする新たな価値を創造する起業の支援
- ☐ 起業人の育成

(4) 観光 ～人が集まり，にぎわいがあるまち～

ア 美しく懐かしい風景と伝統を活かした魅力の向上

- ☐ 三次地区における歴史・文化・芸術を活かした「三次まるごと博物館」などの観光・交流まちづくりの推進
- ☐ 「花の里づくり（桜など）」による美しいまちづくりや豊かな自然を活かした魅力向上の取組の推進
- ☐ 歴史的な遺産や伝統文化・行事などを活かした魅力向上の取組の推進
- ☐ 農村体験や歴史的まち巡りなどの交流を通じて三次の魅力をさらに深く知る観光の推進

イ 観光資源を活かした集客力の向上

- ☐ 三次の特徴を活かした体験メニューの創造による，新たな観光客の誘致
- ☐ 個人旅行者の誘致につながる観光商品の開発と戦略の構築
- ☐ 観光施設等の連携の強化
- ☐ 案内誘導看板の整備などによる観光客にやさしいまちづくりの推進
- ☐ 広域連携による圏域全体の魅力向上の推進

- ☐ 外国人観光客の受入れ体制の整備，誘致の取組強化

ウ 観光推進の組織づくり・情報発信機能の強化

- ☐ 総合的な観光企画，プロデュース体制の構築
- ☐ 高校生など若者を中心とした観光ガイドの育成と支援
- ☐ 観光大使など多様な手段による観光・交流情報の発信機能の強化
- ☐ 本市の特徴を活かした全国規模のイベントの開催
- ☐ 「（仮称）地縁者ネットワーク」の構築と情報の交換
- ☐ 観光に関わる事業者の育成と支援

(5) 定住・交流 ～ちょうどいい田舎まち～

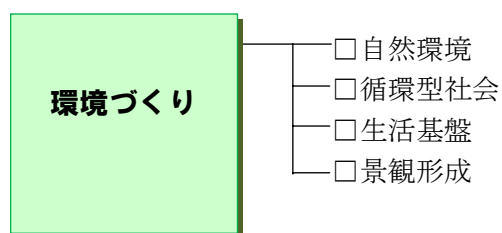
ア 定住のまちづくり

- ☐ グリーンツーリズムなどを通した「ちょうどいい田舎」の魅力発信
- ☐ 定住に関する総合的な情報の提供体制の充実強化
- ☐ 交流・定住に係る関係団体等のネットワーク化の推進，中間支援機能の構築
- ☐ 就職情報の提供体制の強化
- ☐ 就農，起業などの支援
- ☐ U I J ターン者への情報提供などの支援
- ☐ 婚活の支援

イ 交流の推進

- ☐ 農業を活かした農村体験などの提供による交流の推進
- ☐ 大学連携等による若者を中心としたインターンシップの展開
- ☐ 「（仮称）地縁者ネットワーク」の構築と情報の交換

第4節 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」



1 取組の背景

- 本市は、中国地方の中央に位置し、豊富な森林、河川や里山など美しい自然環境を有しており、これまでも自然環境を守り活かしながら、自然と調和するまちづくりを進めてきました。
- 環境問題に対応するため、ゴミ分別の啓発活動やレジ袋有料化など、ゴミの減量とリサイクルを推進し、資源循環に対する市民の意識は徐々に向上していますが、地球規模の環境問題に対応しつつ、持続可能な社会を構築するには、さらなる取組が必要です。
- 本市の地理的優位性を活かし、広域圏における拠点性を維持・向上させるために、広域道路網、情報通信基盤や市街地の整備などを進めてきました。
- 中心市街地を除く地域では、人口減少・少子高齢化の進行が顕著であり、一部の地区においては、農地の維持管理や日々の交流など、集落の生活機能を維持することが困難な状況も生まれつつあります。
- 厳しい財政状況下で、道路、橋梁、上下水道などの社会資本ストックを良質な状態で次世代へ継承していくには、これらの長寿命化を図るなど、計画的かつ戦略的な維持管理・更新が必要です。
- 三川合流部を中心とした河川環境の保全や景観条例による良好な景観形成、住民自治組織を中心としたそれぞれの地域における**歴史・伝統・文化**などの様々な資源を活かしたまちづくり、豊かな自然と調和した景観づくりなど、まちの魅力を高める取組が着実に行われています。

2 取組の方向性

- 市民と地域を育んできたかけがえのない資産である自然環境を後代に引き継ぐため、市民や企業、市が一体となった自然と調和するまちづくりの取組をより一層強化します。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 公共用水域の環境基準達成率

- 地球温暖化対策や循環型社会の形成に向けて、まちづくりに係るあらゆる分野で環境に配慮した取組を進め、市民、事業者が行動しやすい環境を整えます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 市民一人あたりのゴミ排出量
- ・ 温室効果ガス排出量削減率
- ・ ノーマイカーデーの実践率（市役所）

- 活力ある都市づくりを進めるために、広域交通の充実、安全で快適な道路環境や生活環境の整備、都市の中核性・拠点性の強化などに取り組みます。
- 住み慣れた地域に住み続けることができるよう、必要な生活サービスの提供機能や地域の活動の維持に取り組みます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 国道、県道、市道の整備率
- ・ 污水处理人口普及率
- ・ 道路等のアダプト制度の活用数

- 誰もが簡単に情報を入手でき、情報化の恩恵を受けられるよう、情報通信基盤・ICTの利活用を進めます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ CATV加入率

- 計画的なストックマネジメントと適切な支出・負担により、市民の生活や産業を支える社会資本を適切に保全するとともに、持続的に活用します。

- 田園風景・桜並木などの美しい景観を大切な資産として、守り、育てます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 景観づくりに取り組む団体（景観形成協議会認定）数

3 具体的な取組

(1) 自然環境 ～豊かな自然を活かし、環境保護に取り組むまち～

ア 自然とともに生きるまちづくり

- ☐ 自然環境、生物多様性の保全
- ☐ ブッポウソウ、ダルマガエル、メダカやゴギなどの希少生物の保護
- ☐ 市民一人ひとりの環境意識の高揚と行動の推進
- ☐ 地域環境リーダーの育成
- ☐ 自然体験が行いやすい環境づくりの推進
- ☐ 里山の再生整備に対する支援

(2) 循環型社会 ～地球にやさしいエコなまち～

ア 資源循環の推進

- ☐ 廃棄物のリサイクル活動の推進
- ☐ 廃棄物の付加価値化
- ☐ 粗大ゴミなどの処理の有料化

イ 温室効果ガスの排出抑制と低炭素社会実現に向けた取組

- ☐ カーボン・オフセットの導入
- ☐ 自転車や公共交通機関の利用・エコドライブなどの取組の推進

ウ 再生可能（自然）エネルギーの活用と省エネルギー化の推進

- ☐ 遊休地などを活用した再生可能エネルギー設備の導入
- ☐ 地域・家庭への再生可能エネルギーの普及促進
- ☐ クールシェア・ウォームシェアの実施
- ☐ 木材を中心とした地域資源の活用（木質バイオマス発電の調査・研究など）

(3) 生活基盤 ～地域の温かみと安心感のあるまち～

ア 安全で快適に暮らせる生活環境づくり

- ☐ 市民と築く安全で快適な道路環境づくりの推進
- ☐ 歩きやすい道づくりの推進
- ☐ 安全で安心な水道水の安定供給
- ☐ 公共用水域の水質浄化の推進
- ☐ 施設の統合等健全な公営企業経営の推進
- ☐ バリアフリー化の推進
- ☐ 予防保全を基軸とする社会資本の戦略的な維持管理・更新

イ 都市の中核・拠点性の強化

- ☐ 効率的で計画的な土地利用の推進
- ☐ 都市のにぎわい・魅力づくりの推進
- ☐ まちのエントランス機能、情報発信機能の強化
- ☐ 回遊性の向上と空き家・空き店舗などの有効活用
- ☐ 歴史・伝統・文化、景観など三次らしさを活かしたイベントの開催
- ☐ 高速道路を活用した地域活性化

- ☐ 市民が川と親しめる環境づくりの推進

ウ 地域生活拠点の機能確保

- ☐ 特性・個性を活かした地域づくりの推進
- ☐ 住み慣れた地域で住み続けるための協働による支援の推進
- ☐ 地域や事業所などとの連携による生活に欠かせないサービスを地域に届けるしくみづくりの推進
- ☐ 生活に必要な機能の維持による暮らしやすさの確保

エ 広域交通体系の確立

- ☐ 広島空港へのアクセス向上
- ☐ 高速バス路線の充実
- ☐ 交通結節機能の強化

オ ICTの積極的な利活用

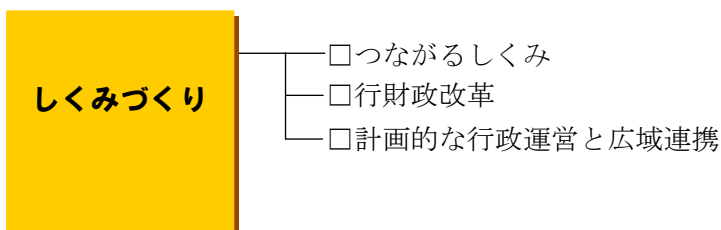
- ☐ 情報ネットワークの民間活用を含めた安定稼働と利用促進
- ☐ ICTを活用した市内外との人的ネットワークづくり
- ☐ 地域や学校でのICT活用に関する学習機会の充実
- ☐ 携帯電話不感地域の解消

(4) 景観形成 ～一人ひとりが四季折々の三次を盛り上げるまち～

ア 美しい景観づくり

- ☐ 「花の里づくり（桜など）」による美しいまちづくりの推進
- ☐ 景観条例による良好な景観形成の促進
- ☐ 鮎やホタルが棲み続けられる川づくりの推進
- ☐ 美しい里山づくりの推進
- ☐ 景観づくりに取り組む市民団体等のネットワークづくりの推進
- ☐ 公園・緑地の快適性の向上

第5節 参加と行動による、つながる「しくみづくり」



1 取組の背景

- 少子高齢化の進行，道路交通網の整備などによる行動圏・生活圏の拡大，家族のあり方の変化などにより，地域で人と人が触れ合う機会や共同作業に取り組むことが減少しています。こうした状況の中で，高齢者等の孤立化や社会意識の低下，地域づくり活動への関心度や参加率の低下といった多くの課題が生じています。
- 19の住民自治組織に代表される地縁型のつながりだけではなく，福祉，子育てなど，共通の関心や目的によって結びつく目的型の団体の様々な活動が，まちづくりを支えています。さらに，企業や事業所，学校などの団体，祭などのイベントや共通の趣味，社会や経済の制度，ICTなど，様々なつながりをもとにした活動が地域で展開されています。
- 市政懇談会，車座対話，出前講座，SNSなど，様々なチャンネルでの情報提供を行っていますが，職員一人ひとりと市民の対話は不十分であり，目的共有や市民参加の促進は未だに十分とは言えません。
- これまで，様々な都市機能を担う社会基盤の整備を進めてきました。これからは集積した機能を市民全体の財産としてどのように活用していくかが重要になります。
- 普通交付税は，市町村合併の特例による優遇措置を受けていますが，平成27年度から段階的に縮小され，平成32年度には終了することとなっており，縮小額は30数億円と見込まれ，これが現実のものとなれば，これまでどおりの財政運営，行政サービスの維持は極めて困難となります。

2 取組の方向性

- 「自分たちの地域のことは，自分たちで考えつくっていく」ために，地域の住民が身近なつながりを広げていく中で，主体的にまちづくりについて考え，行動し，課題を解決していける地域づくり，また，自ら考え行動できる人を増やし，育てることに取り組みます。
 - 【施策の成果をはかるのに参考となる指標】
 - ・ まちづくりに参加している人の割合
- 地域で住民が支え合えるコミュニティづくりに向け，地縁型や目的型の様々なコミュニティがともにまちづくりに取り組むネットワークをつくります。
 - 【施策の成果をはかるのに参考となる指標】
 - ・ （仮称）地縁者ネットワーク加入者数
- 協働のまちづくりを進めていくために，課題や目的を共有できるよう情報公開を積極的に進めます。市民等との対話の場の拡充や市民が市政運営に参加するしくみづくりに，より一層取り組みます。また，「市が取り組むこと」「市民や住民自治組織や事業者等が主体的な活動によって

取り組むこと」「協働によって取り組むこと」などをそれぞれが意識し、お互いが果たす役割を考え、協力し、補い合いながらともにまちづくりを進めます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

- ・ 公募委員のいる審議会・委員会等の割合
- 総合計画を着実に推進するため、行財政改革に取り組みます。未来の市民に夢を持てる地域を引き継ぎ、幸せな地域をつくるため、限られた資源を有効に使い、市民の力を引き出し、三次を誇りに思えるまちづくりを進めます。
- より効果的で効率的な行財政運営を進めるために、徹底した財政改革による財政健全化、市民の期待にこたえる市役所づくりに取り組みます。
- 【施策の成果をはかるのに参考となる指標】
- ・ プライマリーバランスの黒字
- 中国地方における地理的優位性を活かした都市機能の集積を図り、広域的な連携強化と機能分担により拠点性を高め、近隣市町との連携により圏域の一体的な発展を図るとともに、県・国との適切な役割分担により、広域にまたがる住民サービスの効率的かつ効果的な提供に取り組みます。
- 人口減少の中でも、選択と重点化により、広大な市域の中で維持できる持続可能なインフラ整備を行います。

3 具体的な取組

(1) つながるしくみ ～いろんな人が意見を出し合えて、参加できる人輝くまち～

ア 一人ひとりの「参加」と「行動」

- ☐ まちづくり活動への理解と参加の促進
- ☐ まちづくりに関する情報提供と「つながる」場づくりの推進
- ☐ まちづくりボランティアや地域リーダーなどの育成の支援
- ☐ 「（仮称）地縁者ネットワーク」の構築と情報の交換

イ 住民自治の推進

- ☐ 住民自治組織と市との役割分担の検討
- ☐ 地域の特色を活かした住民自治活動の推進
- ☐ 市民団体や企業、地域出身者などの目的型コミュニティ等と住民自治組織との連携の強化

ウ 企業や市民団体、目的型コミュニティなどの支援・育成と連携の推進

- ☐ 目的型コミュニティの「つながる場」づくりの推進
- ☐ 多様な組織や団体と連携を進めるための調整・サポート機能の構築
- ☐ 住民自治組織をはじめとする地縁型コミュニティと目的型コミュニティとの連携や協働の推進

エ 対話と共感を大切に市民と協働するまちづくり

- ☐ 市民との対話を深め、市民の立場に立った行政サービスの推進
- ☐ 情報インフラを活用した幅広い対話の展開
- ☐ 的確でわかりやすい行政情報の発信
- ☐ 自主自立の地域づくり、特色あるまちづくりの支援
- ☐ 市職員による地域応援隊の設置
- ☐ 市職員の地域行事などへの積極的な参加の推進

(2) 行財政改革 ～未来の市民に夢を引き継ぐまち～

ア 社会の変化を的確につかんだ政策の選択と重点化

- ☐ 人口減少・少子高齢社会に挑戦する施策の重点化
- ☐ 女性が働きながら子育てできる環境づくりや高齢者の活躍を応援する活力の創造
- ☐ 市民の力を引き出す、市民や地域が主役の地域づくりの推進
- ☐ 広域的な拠点性の維持・向上に向けた取組の強化

イ 効率的で安定した行財政基盤づくり

- ☐ 収益的事業の経営健全化
- ☐ 自主財源の確保と受益者負担等の適正化
- ☐ 経常経費の削減
- ☐ 事務事業のゼロからの見直し
- ☐ 投資的経費の選択と重点化
- ☐ 市有財産の徹底活用と整理、統合、廃止

ウ 市民の期待にこたえる市役所づくり

- ☐ スリムでフットワークのよい、行動する組織づくり
- ☐ 社会の変化や課題を的確につかみ、対話力があり、目的、方針を共有し、自立的に考え、機敏な行動ができる職員の育成
- ☐ 主要課題に迅速・重点的・総合的に対応できる庁内連携の強化
- ☐ 女性職員や若手職員、チャレンジ精神のある職員を活かし育てる組織風土づくり
- ☐ 職員の定員管理の徹底
- ☐ 利用者の視点に立った窓口サービスの拡充

(3) 計画的な行政運営と広域連携 ～みんなとつながるまち～

- ☐ 計画を進行管理するしくみの構築
- ☐ 広域行政の推進
- ☐ 広域的な連携強化と機能分担